

令和3年 第3回九重町農業委員会 議事録

<日時>：令和3年3月5日（水）13：30～

<場所>：九重町役場 3階 301会議室

<出席委員>

農業委員

1番：小田稻次郎 3番：矢方盛士 4番：清竹鉄也
5番：佐々木清和 6番：矢幡陽子 7番：飯田祥治朗
8番：穴井 勲 9番：佐々木洋子 10番：植山秀明
11番：手島政弘

推進委員

12番：小野益利 13番：仲摩茂敏 14番：野田政春
15番：森 義美 16番：矢野三八 17番：高倉三八
19番：田中卓一郎 20番：時松美智雄 22番：田吹博史
23番：田吹正利

<事務局出席者>

事務局長：吉光泰三 リーダー：青木和人
事務員：堤悠馬

<開会あいさつ（事務局）> 13時30分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員 （農業委員）： 10名 （農地利用最適化推進委員）： 10名
欠席委員 （農業委員）： 1名 （農地利用最適化推進委員）： 2名

<会長あいさつ>

■議事

議長 それでは委員の皆さんにお願いをいたします。総会での発言の際はですね、挙手をして、議長から指名があった後に番号と氏名を告げてから発言をお願いいたします。またその発言につきましては議事録に記載されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。私語についても行わないようにお願いします。併せて携帯電話は電源を切っていたただくかマナーモードにしてください。続きまして議事録署名委員の選出について、3番委員さんと4番委員さんを指名いたします。異議はございませんか。異議なしと認めます。3番委員さんと4番委員さんを議事録

署名委員に指名をいたします。それではですね只今から報告案件に入ります。報告第6号、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。報告第6号農地法第18条第6項の規定による届出についてになります。

報告第6号(番号1番)を読み上げて説明。

議長 続きまして報告第7号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 では議案書の2ページをお開きください。報告第7号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてになります。

報告第7号(番号1番～3番)について読み上げて説明。

議長 それでは議案審議に入りたいと思います。4ページの議案第8号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書の4ページをお開きください。議案第8号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについてになります。

議案第8号(番号1番)を読み上げて説明。

議長 事務局より説明が終わりました。それでは担当委員さんより説明をお願いいたします。

23番推進委員 23番。

議長 はい。23番委員さん。

23番推進委員 ○○○○さんは○○○さんの長男です。○○○○○さんは亡くなられて、登記を付けてなかったということで元に戻すということで取下げという形なっております。場所はですね、○○○○の駐車場と○○精米の方に行った駐車場のすぐ下の田んぼです。以上です。

議長 担当委員さんより説明がございました。それでは審議に入りたいと思います。質問のある方は挙手をお願いします。ありませんか。無いようですので質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第8号農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについて賛成の方は挙手をお願いいたします。全員賛成ということで承認されました。続きまして議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 では議案書の5ページをお開きください。議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請についてになります。

議案第9号(番号1番～2番)について読み上げて説明。

議長 事務局より説明が終わりました。議案はですね2件あります。それでは

1番から担当委員さんの説明をお願いいたします。20番委員さんお願いいたします。

20番推進委員

議案1番の方、大字〇〇の場所ですけど。〇〇の方から〇〇の方に向かって行くと、〇〇の営業所を過ぎて〇〇アパートの入口の所が十字路になっています。それを右に入って行った所の左側に小さな土地があるんですけどその分です。〇〇〇〇さんと〇〇さんは従妹です。〇〇さんの分を譲り受けて、〇〇〇〇さんの娘である〇〇さんに贈与ということです。番号2番の方は、〇〇〇〇の所から右に入って行く道があります。〇〇屋さんの〇〇〇〇を通り過ぎて、〇〇〇〇を通り越して、その先の十字路を過ぎた所に左側に牧草があるんですけど、そこを突っ切って改良区の水路と川との間に土地があります。これは〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの持ち分で、〇〇さんの分だけを贈与ということです。

議長

担当委員さんから1番と2番について説明がございました。案件についてですね、ご質問のある方は挙手をお願いしたいと思います。ありませんか。1番の〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが連名で名前が書かれています。〇〇さんというのはどういう関係になるんですかね。

20番推進委員

〇〇さんと〇〇さんは従妹です。

議長

ありがとうございました。他に質問のある方。ございませんか。無いようでしたら。無いようですのでこれより採決に入ります。議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について、賛成する方は挙手をお願いいたします。全員賛成ということで承認されました。続きまして7ページ、議案第10号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案書の7ページをお開きください。議案第10号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてになります。

議案第10号（番号1番～15番）までを読み上げて説明。

議長

事務局より説明が終わりました。議案は全部で15件ありますけど、議案の5番ですね。5番は関係者が委員さんの中におりますので、一番最後に5番は審議をしますのでよろしく申し上げます。それでは番号1番からですね、担当委員さんの説明をお願いしたいと思います。22番委員さん。

22番推進委員

22番です。〇〇の〇〇〇〇さんこの方は現在52歳です。〇〇神社の宮司をしております。〇〇〇〇さんはハウスでトマト等を栽培をしております。この案件が上がったのが、平成16年事業で基盤整備をしました。その時に担い手事業で、〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが担い手で受けてもらいました。この案件で〇〇〇〇の方が、体の調子が悪くてで

お願いします。

23 番推進委員

〇〇〇さんは現在〇〇で95歳です。〇〇さんは皆さんご存じのとおり〇〇の方で、〇〇退職後は田んぼを作られている方です。〇〇さんの方から田んぼを買う人がいたら売ってくれないかということだったんですけど、会長等に相談して中々右から左に買い手が見つかる訳ではないので。そのままにしていたら荒れるということで、作ってもらう方を先にして、その後話を平行しながら買い手を探そうということで、〇〇さんをお願いをしました。場所はですね、〇〇号線の〇〇から〇〇に行くところ、堤防に出たら、〇〇さんの田んぼがあります。その横に排水路があって、そこ〇〇〇号線の堤防の間です。以前僕が作っていた所です。一応今年1年、とりあえず僕が5年くらいにしちよった方がいいんじゃないかと言ったら、向こうの要望で売れた時と言うので。それは、解約はいつでもできるんだけどと言ったけど、とりあえず1年にしといてくれということで、〇〇さんに無理に頼んだような形です。以上です。

議長
20 番推進委員

番号15番担当委員さんお願いします。20番委員さん。

〇〇を上って行ったら〇〇さん所を〇〇の方に上って行きますと、九電の鉄塔があります。その前にあるのが〇〇という所です。〇〇というのはそれを上がって行くと、〇〇温泉の所から〇〇の方に上って行って、〇〇さんの所に川が走っています。その川の所を左に行って下から2枚外した上が全部です。〇〇〇〇さんは84歳で、高齢で作れないということで〇〇さんをお願いをしたということです。

議長

1番から15番まで担当委員さんから説明が終わりました。それではですね5番の審議が終わったあとにですね。それでは5番を除いて1番から15番まで採決に入りたいと思います。質問のある方は挙手をお願いします。

3 番委員

3番です。3番の〇〇さんと〇〇〇〇さんの件なんですけど。結局先程の説明で、田は作らない、草は切る、牧草となっていますよね。牧草となっている時は事業に掛かって減反で牧草となりますが、現地を見た時にするのではなかったら嘘になりますよね。何か言われた時は大変なことになるのではないかと思います。事務局。

議長
事務局

事務局その辺はどうなりますかね。

実際にこれが牧草という形で申請が上がってきたんですけども。その時に管理しかしないというのは伺ってはいなかったんですけども。もし仮に減反政策とかで上げたとした場合でしたら、採った牧草は販売の証明が必要になってきますので、作るだけでは補助金の方は貰えないような形になってくるかと思えます。

3番委員 今事業で畑地化があるじゃないですか。どうせならそんなにしてどうせ作れん所ならした方が。後々いいんじゃないかなと思って。思っただけです。

議長 ○○さんの場合は、大規模に私も実際作業している所を見てますんで。実際大規模にやっていますけど。そこまで手が回るかという事です、中々どうかなという所もありますけど。今3番委員さんが言ったように、牧草か普通の草か見てわからんと思いますけど。我々が見ればですね、イタリアンとかそういう草とかになればわかりますけど。

事務局 一応ですね、こちらに申請出していただく時に、今回何に使用しますかということで、今牧草という形でお預かりをしているんですよ。また確認をしてみますので。

事務局長 20番委員さんは現状の草刈りの延長ということだったんですが、申請書には牧草植えるということで出ていますので。しっかり植えていただくようにですね、また事務局の方からもお願いはしていきたいと思ます。

議長 今事務局の方が本人に確認をしていますのでちょっとお待ちください。休憩をしましょう。

事務局 ○○さんの方に確認をさせていただいたところ、間違いなく牧草をまきますということでしたので。

議長 全員揃いましたので再開したいと思います。先程も言いましたけどこの案件にご質問のある方。他にあればですね。ありませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案第10号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、1番から5番を除いて15番の案件について賛成の方は挙手をお願いいたします。全員賛成ということで承認されました。それではですね5番の件について関係者が居ますので退出してもってですね、審議をしたいと思ます。一応再設定となっておりますので、事務局の方で情報があればお願いをしたいと思ますけど。別に無いですかね。これは再設定でトマトということで、使用貸借権が5年10ヵ月ですね。トマトをずっと作るとなれば10年とか長期にして、中間管理機構を通すとかそういうこともどうかなと思ってですね。リーダーに聞かないと中間管理機構を通すということになれば、当然事務処理が大変ということと。大きなメリットというのは中々見えないとか。中山間地についてはですね。圃場規模の広い宇佐平野とか、中津とかになればですね、まとまって一町歩、二町歩とかになればですね協力金みたいなのが出るんですけど。中々この辺の中山間地はですね、そういったまとまって面積を確保できないというような。その辺

がですね残念かなと思ってですね。リーダー、何か付け加えることがあれば。

7番委員

いいですか。

議長

7番委員さんどうぞ。

7番委員

先程に戻るけど、〇〇〇〇は9年10ヵ月ですがこれも10年にできたのではないですか。

事務局

そこも含めて〇〇さんが戻って来られてから後で説明させていただきます。今おっしゃっていた〇〇さんのこの土地なんですけれども。今回借りられる分ですね。将来的にあっせん売買の方で、公社を使って売買も検討をされてはいるんですけども。今回は賃貸借契約という形で結んでいるようになります。先に事務局としてもですね、売買ができるような土地かどうかを今公社の方に相談をしている所でございます。

議長

わかりました。他に質問のある方。7番委員さんいいですか。

7番委員

帰ってきてからでいいです。

議長

それでは審議をいたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員賛成ということで承認されました。それでは〇〇さんに入ってもらって。これで審議は終了しました。

皆さんの方から別に無いですかね。無ければまた来月。来月ということで4月5日にですね。それでは今日はこれで終了いたします。有難うございました。